駐在所広報紙　２０２６年１１月号

駐在所だより

全国一斉

指名手配被疑者捜査強化月間



～県民の皆さまへのおねがい～

毎年１１月は全国一斉「指名手配被疑者捜査強化月間」です。

指名手配被疑者の逮捕には、皆さまのご協力が必要です。

指名手配被疑者の顔写真などは県警ホームページでご確認いただけます。

よく似た人を見かけたときは、最寄りの警察署または交番への通報をお願いします。

島根町交通講演会

注目!!

１０月２日、島根公民館で「島根町交通講演会」が開催されました。講演会の中では、本署交通総務課が腹話術を使った交通安全講話や、生活道路の法定速度引き下げなどの説明を行い、交通安全を呼びかけました。





加えて、

○島根トヨタによるサポートカー体験会

○交通アドバイザーによる反射神経の測定

○認知機能検査疑似体験

など盛り沢山の内容でした。

November 11

〈発　行〉
島根駐在所
連絡先
２８－０１１０

松江警察署HP

高齢者の交通事故防止



性犯罪被害相談電話

#8103

発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話に繋がります。



犯罪被害者等支援シンボルマーク「ギュっとちゃん」

「犯罪被害者月間」

11/1～12/1は、「犯罪被害者月間」です。犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性について、国民の理解を深め、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るため、国が定めた期間です。

生活道路※における自動車の法定速度が引き下げられます!!

※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。

令和8年9月1日
改正道路交通法施行令施行

60km/h → 30km/h



生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的狭い道路のことです。



従前どおり、道路標識等による指定がある場合は、その速度に従ってください

